

日野町告示第2号

令和7年第1回日野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月10日

日野町長 埴 田 淳 一

1. 期 日 令和7年1月16日
2. 場 所 日野町議会議場
3. 付議事件 ①建設工事請負変更契約の締結について
②令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）

○開会日に応招した議員

小 林 良 泰

小 河 久 人

坪 倉 敏

中 山 法 貴

梅 林 智 子

金 川 守 仁

松 本 利 秋

安 達 幸 博

竹 永 明 文

中 原 信 男

○応招しなかった議員

な し

第1回 日 野 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 （第1日）

令和7年1月16日（木曜日）

議事日程

令和7年1月16日 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

（1）議会関係の報告（議長）

（2）一般行政報告（町長）

日程第4 議案第1号 建設工事請負変更契約の締結について（町長）

日程第5 議案第2号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）（町長）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

（1）議会関係の報告（議長）

（2）一般行政報告（町長）

日程第4 議案第1号 建設工事請負変更契約の締結について（町長）

日程第5 議案第2号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）（町長）

出席議員（10名）

1 番 小 林 良 泰

2 番 小 河 久 人

3 番 坪 倉 敏

4 番 中 山 法 貴

5 番 梅 林 智 子

6 番 金 川 守 仁

7 番 松 本 利 秋

8 番 安 達 幸 博

9 番 竹 永 明 文

10 番 中 原 信 男

終わりに、令和7年が日野町にとりまして輝かしく実り多い1年となりますよう願うとともに、

町民の皆様のみすまの御健康と御多幸をお祈り申し上げます。また、議員各位におかれましては健康に留意され、議会運営はもとより町政発展のため御尽力を賜りますようお願い申し上げ、年頭の挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願いをいたします。終わります。

町長挨拶

○町長（埴田 淳一君） 令和7年第1回日野町議会臨時会の開会に先立ちまして、議長のお許しをいただきましたので、新年に当たり一言御挨拶を申し上げます。

新年おめでとうございます。謹んでお祝い申し上げますとともに、議員各位、町民の皆様方には健やかに輝かしい新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。旧年中は町政推進に深い御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、去年は、元旦の能登半島地震やその後の豪雨災害などが発生し、日常の生活のありがたさが強く感じられたり、依然と続くロシア・ウクライナ、イスラエル・レバノンでの侵攻や軍事衝突の中で日本被団協にノーベル平和賞が授与され、改めて平和の大切さ、重みに心を動かされた年でございました。

そのような中において、円安、物価高騰、頻発する災害など私たちを取り巻く環境は一層厳しいものになっております。

本町においても医療、介護、福祉の充実、人口減少対策、地域経済の活性化、防災・減災対策、デジタル、脱炭素社会の実現など検討しなければならない課題が山積しております。本町の町政推進にあつては、国、県の支援を得ながら議会の皆様と力を合わせ様々な課題にしっかりと取り組み、安心して暮らせる町、住んでよかったと思える町、未来に引き継げるまちづくりに邁進していきたいと願っております。

結びに、議員各位、町民の皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、そしてこの1年がすばらしい年となりますことを心より願ひまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

午後1時30分開会

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は10人であり、定足数に達していますので、これより令和7年第1回日野町議会臨時会を開会いたします。

出席議員には、例規等の確認のためタブレット端末機使用を許可していますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中原 信男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第１２５条の規定により、９番、竹永明文議員、１番、小林良泰議員の２名を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（中原 信男君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の１日間にいたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日の１日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（中原 信男君） 日程第３、諸般の報告を行います。

本町の監査委員から、地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。別紙写しを配付し、報告といたします。

次に、令和６年第７回定例会以後の議会関係について報告をいたします。

１２月１６日、２６日、１月１４日、議会だより１４２号発行のため、議会広報常任委員会を開催しております。

１２月１９日、台湾トップセールス知事報告会に議長が出席いたしました。

１２月２３日、日野町消防委員会が開催され、関係議員が出席いたしました。

１２月２６日、鳥取県西部広域行政管理組合議会決算審査特別委員会及び西部町村議会議長会連絡会が開催され、議長が出席いたしました。

同日、教育民生常任委員会を開催しております。

１月７日、総務経済常任委員会が農業委員会と意見交換会を行いました。

１月１０日、商工会主催の新春賀詞交歓会が開催され、議長ほか議員が参加いたしました。

続きまして、一般行政報告を埴田町長が行います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 令和6年第7回議会定例会以降の一般行政報告をいたします。

1月10日、日野町商工会主催による新春賀詞交歓会が町山村開発センターで開催されました。当日は、町内の各種団体からの76名が一堂に会し、新年の門出をお祝いするとともに、関係団体の連携を深める会となりました。来賓としまして、舞立昇治参議院議員、赤澤亮正衆議院議員の代理にお越しいただき、御挨拶をいただいたところでございます。人口減少が進む本町であっても国、県、町、関係団体が共に様々な課題解決に向けて取り組み、住民参画によるまちづくりを進めていかなければならないと感じたところでございます。

以上が一般行政報告でございます。

○議長（中原 信男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号

○議長（中原 信男君） 日程第4、議案第1号、建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第1号、建設工事請負変更契約の締結について説明いたします。

議案書を御覧いただきたいと思います。これは令和6年第5回議会臨時会において議決された日野学園グラウンド改修工事に係る工事請負契約について、契約変更の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 遠藤教育課長。

○教育課長（遠藤 律子君） 議案第1号、建設工事請負変更契約の締結について説明いたします。

議案書の2ページ、工事変更概要書を御覧いただきたいと思います。

これは、さきに議決をいただきました鳥取県日野郡日野町貝原261番地、株式会社佐伯建設、代表取締役、深田隆志を契約の相手方とする日野学園グラウンド改修工事について、請負金額を1,611万2,800円を増額し、7,407万700円とする変更契約を行うものでござい

ます。

主な工事の変更内容及び理由として、1点目は、購入土及び残土処分費の増額です。当初グラウンドの表層土は全て再利用する計画でしたが、現地で仕分を行ったところ、再利用可能な土量が想定より少なかったため、不足する真砂土を購入する必要が生じました。あわせて、再利用する予定だった土を処分する必要が生じたので、これらの経費を計上し、変更するものでございます。

2点目は、遊具の新設による増額です。グラウンドの樹木を伐採する際に一部の遊具が作業の支障となったため、仮移転及び再設置を検討しましたが、遊具が老朽化していることにより仮移転、再設置は望ましくないと判断いたしまして、新設するための経費を計上し、変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、議案第1号について質問したいと思います。

先ほど説明ありましたように、今回工事請負契約の変更ということで、議会の議決が必要ということで今回この第1号議案を提案されましたけど、中身を見ますと仮契約ということで、令和6年8月の9日に1,612万1,800円の仮契約を結んでおりまして、本日、令和7年1月14日に本契約という議案であります。議会の議決が必要ということになりますと、当然本契約の今回の議案を議会にかけて議決されてから契約されるのが本意だと思いますけど、現状見ますと、日野学園の工事は90%終わっております。なぜこういうふうな事態になったのか説明と、その議案説明の中で地方自治法第96条第1項及び5号及び日野町議会の議決に関する事項ということで条例第2条の規定による議決を求めるというふうに説明されましたけど、確認のため、この説明をお願いします、条例の。

○議長（中原 信男君） 遠藤教育課長。

○教育課長（遠藤 律子君） 先ほど御質問のあった内容で一部確認ですけれども、今回工事請負変更仮契約書というのを議案で添付させていただきとります。仮契約書の日付が令和7年1月14日でございます。仮契約書をいたしまして、このたび議決があった後に本契約というふうな流れにはなっております。そちらはそれでよろしかったでしょうか。

○議長（中原 信男君） 竹永議員。9番。

○議員（9番 竹永 明文君） 今、課長の説明のように、本来は議会に議決を受けてから当然こ

の工事の増嵩計画変更ということで工事にかかるのが筋だと思うんですけど、これはもう済んでしまっということはどういう意味なのか。議会の議決を無視して、仮契約で仕事を出しとるということですよね。これはなぜこういう事態になったのか説明をお願いします。

○議長（中原 信男君） 遠藤教育課長。

○教育課長（遠藤 律子君） 御説明いたします。議員おっしゃるとおり、本来なら変更契約を行ってから工事を進めるというものは原則だと考えておりますが、このたび内容が途中でいろいろ支障が出てきたということがあります。

9月2日には樹木が大きいので高所作業車を使用した施工にしたいという提案があつて、あわせて一部の遊具が支障になるということで業者からの提案により協議をいたしました。それについては安全を優先して高所作業車で作業を承認して、あわせて遊具の仮撤去、再設置を承認という形で指示をしております。

その後、9月18日には遊具のほうが老朽化しておりまして、再利用が困難であるということで協議をいたしまして、そちらのほうも新設の方法で検討をするということで、これにつきましては学校とも協議し、見積りを徴収して、予算もありますので、どうなるか分かりませんので、そちらのほうを見積りができてからということで、その見積りが出てきたのが11月15日でした。11月15日の段階で遊具のほうの見積りが、新設が出たところでございますが、それについては予算の範囲内であるということでありましたので、本来ならば変更契約して、その上で工事を進めるということが理想であつたんですけども、予算の範囲内ということで、こちらのほうでは工事を止めることなく執行をしていたということもございました。

また、現地でふるいによる真砂土の異物撤去とか確認等を行った結果、10月25日に不足の土を購入しないといけないということで、その410立方メートルについては、この時点で明確な数値が出てきました。ですけれども、まだ金額については概要、概算であるということで、その時点で変更契約というところが、まだ確定した金額ではないということで、こちらでは予算の範囲内であるので指示をして変更契約についての議案は提出はしていなかったというのが事実でございます。

本来なら早い段階で、金額は確定はしなくても、概算であり、変更の内容が分かった段階で情報の共有、報告をすべきであつたとは思いますが、現段階で最終的に確定した金額が12月末に業者から出てきましたので、12月の定例議会の全協では説明は概要ではありますが、させていただき、最終的にはその額が確定してからというつもりで、この議案の提出に至ったところでございます。

しかしながら、議案を出す前にもっと早い段階、内容が変更になる段階で概要についての報告なりするべきだったとは思いますが、予算の範囲内だということで額が確定してから変更契約という流れでいいという判断をしたのはこちらの責任であると思っております。以上です。

○議長（中原 信男君） 9 番、竹永明文議員。

○議員（9 番 竹永 明文君） 今、課長の説明、内容はよく分かります。そのとおり、工事をしてみているいろんな面で、予算は新年度予算で約 8, 0 0 0 万からの予算が通ってますので、予算としては確保できてますから、当然いろんな理由でそういう工事請負契約の変更というのはあっても、設備をよくするためにはこれは必要だと思いますけど、ここにさっきも言ったように自治法に定めたルールというものあるわけです。

仮にですよ、町長、今後これが議会で議決が得られなかったらどうされるんですか。どうなるんですか。それについて教えてください。3 回しか言えませんが、もし同意を得られなくて、議決が得られなかったらどうなるんですか。大変なことになるんじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（中原 信男君） 説明だね。それできますか。一番最初、9 番議員が地方自治法の 9 6 条だ言ったかな。違いかいな。合っとうな。それと関係条例の第 2 条か。関係条例第 2 条、この辺の説明を踏まえて。

景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 竹永議員の御質問にお答えします。

まず地方自治法第 9 6 条でございますが、これについては議会の議決について定めがうたわれとります。普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないということであつたわけとしまして、その第 5 号としまして、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することということで、この部分について条例に委ねられとるところでございます。

これに基づきまして、日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第 2 条でございますが、先ほどの地方自治法 9 6 条の部分につきまして、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5, 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負とするということで、このたびの工事につきまして 5, 0 0 0 万以上の工事ということで、議会の議決をお願いするものでございます。以上です。

○議長（中原 信男君） 今の法的の根拠の説明がありましたが、最後の竹永議員の質疑に対して答弁をする必要があると思いますが、執行部のほう、町長、いかがでしょうか。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ちょっと想定してなかったんですけど、今、事務方と話をしましたら工事がストップするということだということであります。

○議長（中原 信男君） いやいや、町長、その答弁ではちょっと議員に対しての答弁にはなっていないと思うんです。これが通らなかつたらどういう対応、ことになるんですかということをお聞きしていますので、これがもう万々が一通らないというようなことが起きたとするならば、大変なことになると私は想像しますが、今の答弁ではちょっと不十分ではないでしょうか。やはりこれまでの経緯を踏まえて、町長自身が自らの口でこの案件についての反省点なり、今後の方針なりを述べられたほうが私はいいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）いや、このタイミングで話をされたほうがいいと思いますよ。いいですか。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議長がちょっと突っ込んだお話をされたんですけど、それはまた次の質問があるのかなと思っています。

○議長（中原 信男君） じゃあ、それからにしてください。いいですよ。

○町長（埴田 淳一君） 工事がストップするという、本契約、現在、現契約が5,700万、それで仮契約、議会の同意が得たら本契約にしますよというのが7,400万、あいさが1,600万の契約を増額を仮契約でやっております。そうしますと、その分事業を実施していただければ、当然この普通の民衆の契約というか、公契約でもでしょうけれども、事業者さん側から請求権が来るというような、普通に考えられます。以上です。

○議長（中原 信男君） 最後に、ほんなら、9番、竹永議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 3回しかということが決まっていますので、あれですけど、町長の今の説明、私が問っているのは、今の自治法とか町条例の2条に関することで議会に議決が必要だと、5,000万以上の工事の仮契約の。今仮契約をして、本契約はこれからするわけですよね。工事は、もう済んでるんでしょ、ほとんど、90%、工事は。もう今の課長の説明の工事内容につきましては、遊具でもブランコ等は済んで、あとできてないのは鉄棒だけ。あとはほとんどできてます。そういう時点でこの本契約の条例を議会に提出して、これがもし議会で否決されたらどうなるんですかと私は聞いてるんですよ。これで自治法の定めるあれでやれるんですか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 地方自治法の96条は、議会の権限の部分を選定した、そしてそこで選定した部分の詳細、例えば請負金額は幾らぐらいからというのは各自治体で定めなさいということで、

それは議会の条例のほうで定めてあるという状況でして、一定の金額以上のものについては議会の承認が要るということを示した法文と条例になってるわけであります。

今その工事がどれだけ進捗してるかというようなことについては教育委員会のほうからまた補足があるかもしれませんが、私のほうで……（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）非常に困りますよね。困ります。議決をいただかないと、この支払いということができなくなるということであります。あると思います。その辺は解釈はいいのかな。です。

それと工事がどのくらい進捗してるかというようなことで、いろいろ教育委員会さんとのお話を午前中の全協の後にちょっと聞かせていただきました。工事が進んでるというような。見ていただければ分かると思います。その辺どうして工事を一旦止めるとか、そういうようなことができなかったのか。それと本案件を出すまでに時間が随分かかった。この案件については、やはり最初、教育課長が説明しましたが、数量の把握、さらには金額、議会に付す変更金額の精査、そういったものに時間がかかったということと、あとこのグラウンド改修工事につきましては、8月の9日から3月の21日までを工期にしております。日野学園のグラウンド改修、この期間内に終わらせて、4月、春休み明けですね、4月からはちゃんとグラウンドが使えるように、要は教育委員会のほうとしては繰越しとかそういうようなことはない、子供さんたちにちゃんと春から使ってもらいたいというようなそういうようなこともすごく考えていただいた、そういうのにすごいしんしゃくして工事を進めてしまったというようなことで、そういう思いはあるんですけど、手続的にどうだったのかなというのはありますけれども、そういう思いが強かったというふうに御理解いただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（中原 信男君） そのほか質疑ありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番。ちょっと別な角度というより、同じような意味合いもあるかと思いますが、今日通らなければ、工事は90%済んでるわけでありまして、この代金は払えないということになりますので、したがって、業者が自分で施工したと、いわゆるただ働きになったということになるかと思います。そういうことが自治体として本当に責任として正しいかなと思うわけですよ、町長。

そもそも論が、8月の9日、これは当初契約も8月9日ですかいね。当初契約も8月9日。（「いや、仮契約は1月14日です」と呼ぶ者あり）ここに着工は8月9日で、から着工ですよ、最初の契約。そういうことからしてみると、9月の2日になっていろんな工法が違ってきたというのが私は何となく納得もまた余計いかないような気がします。

それで今問題になっておるのは、今、自治法を含めて条例違反が起こってるということなんですよ。条例に違反して工事を進めたという、そういうことなんです。その認識が足りないじゃないですか。そもそも5,000万以上で議会の議決が要ということは、当然御存じですよ。最初に5,000万以上だったから、議会にこの工事をどこどこさんにしてもらいますというのが相談がありました。とすると、これ1円でも増えたらまたかけにゃいけんということは、当然役人さんなら条例をきちんと守らにゃいけんということで御存じなはずだけれども、ここは当初予算から含めたら入札減がすごくあったので、それで大丈夫だというような安易な考え方が今回も起こってる。

こういう事例は、さっき、何年か前に消防の防火水槽で同じようなことが起こりました。5,000万以上で、議会に承認なしで追加工事をしたということがあるんですよ。違わない。あるんです。そのときにも二度とこういうことは起きないようにということがありました。

今日は、またこういう案件があるんですよ。議会にきちんと説明をしないうちに工事をどんどん進めて、これですなんて出されることが条例を含め法律違反が起きているんですよというところをもっと認識してもらわないといけないと思いますが、これ担当課も、教育長も、町長もそういう思いは全くありませんか。これ条例違反してるんだよという意識はないんですか。教育長、町長、答弁をお願いします。

○議長（中原 信男君） 安達教育長。

○教育長（安達 才智君） 条例違反あるいは地方自治法に違反しているのではないかという安達議員のお尋ねですが、実際に触れているのかどうなのかということは、ちょっと不勉強で分かりません。

実態をちょっと説明いたしますと、8月30日に業者のほうから購入土が必要ではないだろうかという相談は受けております。ただ、どれぐらい購入しなければならないかというのは実際に掘って、それをほぐしてみないことには確かな額は分からない。要するに工事を行わなければどれぐらい増えるのか、結局契約を変更しなければならないのかというのが分からないという状況です。

9月2日に樹木を伐採するのに工法を変更するという協議を行いました。安全面を考えて、それでいまいしょうということになりました。これについては時間をかければ、どれぐらいの少なくなるのか、それとも予算では足りないから増えるのかというのは期間をかければ出てくると思いますが、工事をストップして、計算をして、そのはっきりした計算をそれでは議会に上げてという、承認をいただいてということをしていくと、かなりの期間を要するのではないかなとい

うことを思います。

さらに、その後、実際に伐採をした後、遊具がこのままでは使えないということが分かったので、それを、それじゃあ、新しいのにしましょうということで9月の18日に協議をしたわけですが、もしそこでさらに議会にかけて承認をいただくということになれば、それからどれぐらいかかるかという正しい金額を、正確な金額を出して、それで仮契約、また議会にかけて承認をいただいて、やっと工事ということになっていきます。その後、購入土についても同じことになります。そうしていくと、それをずっと踏んでいくと、かなりな時間がかかってしまうかなということだと思います。

したがいまして、確かに竹永議員、安達議員が言われるのは本筋だとは思いますが、できるだけ短い工期で子供たちのためにグラウンドを使えるようにしたいという思い等もあって今回のような仮契約、契約変更ということをする段取りになりました。

ただ、1月に正確な数字が出たからお願いしますというのではちょっと遅いかなということ思って、12月の議会で、まだ正確な値ではなかったですが、お願いをしたところです。それについてはもっと早い段階で、先ほどの9月2日であるとか、9月18日であるとか、あるいは購入土が決まった10月25日であるとか、そういった段階で概算でも議会のほうに報告をさせていただくというのが本当だったのかなということについては反省をしているところです。以上です。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 私もちょっと不勉強なんで、条例違反かどうかというのは定かではございません。

ただ、今、教育長説明しましたように、工事、この請負仮契約書も1月の14日に締結させていただいてる。要はそれまで数字がなかなか確定しなかった。数字が分からなかった。そういった一方で、そういう中でなかなか御提案できなかった。

一方で、この事業の一番の受益者というのは子供たちです。子供たちに早くというか、計画したとおりにそういうグラウンド環境、そういったものを提供したいという思いが強うございまして、その辺誰が一番この事業での受益者かということはかなりしんしゃくしてしまったのかなというふうに結果的には思ってます。

そして改善というか、本当にこの契約書までに早めに議会に、契約書の締結、本契約の締結については数字がなかなかすぐには出てこない状況ですけど、こういう変更をしたい、こういう変更がありますというような御報告をもっと適宜にすべきではなかったのかなというふうに反省しております。以上です。

○議長（中原 信男君） ちょっと安達議員、これ両者の答弁が法律に対しての認識が勉強して、不足だとか、分からないとかいうところが今出てますので、ちょっと休憩取って、それだけ確認しましょう。いかがですか。いや、本当に休憩を取って、その辺を整理して議論を進めたほうがいいと思いますので、私の権限でちょっと休憩させてください。（発言する者あり）

ちょっと今の安達議員の質問において、法律違反、条例違反だけど、どう思うかと、その認識はという質問でありました。教育長も勉強不足で分からない、町長もちょっとその辺は勉強不足だということがありましたので、そこをはっきりしてからまた質疑をして、これ非常に重要な案件ですので、しっかり議論して皆さんにも判断をしていただきたいというのが私の思いでございますので、休憩させてください。ちょっと調べてみてよ。ちょっと切れよ、もう。（発言する者あり）

休憩します。

午後 2 時 1 6 分休憩

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（中原 信男君） それでは、再開をいたします。

先ほどの 8 番議員の安達議員からの質疑に対する執行部のほうの条例及び法律に対する解釈について説明をいただきたいと思います。どなたが。

景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 先ほど法律及び条例の違反ではないかということで御指摘をいただいたところでございます。

先ほどの地方自治法及び町の条例ですね、議決に付すべき関係の関係条例でございますが、こちらについては、予定価格が 5, 0 0 0 万以上の工事または請負の契約、こちらについて変更契約の議決を、契約をする場合は議会の議決が要ということでございます。

このたび変更契約について、現在仮契約を結び、議決を求めるということでございますので、先ほどの御質問の法律及び条例違反ではないかという部分については、こちらの法律、条例については違反はないものというふうに認識いたしております。

○議長（中原 信男君） 8 番、安達幸博議員。

○議員（8 番 安達 幸博君） それでは、再度聞きますが、増嵩になった、今回増嵩になるわけですよ、それは議会の議決がなくてもどんどん進めて、終わった後に議会にかければ条例違反ではないという解釈でいいですか。私は、議会にかけてから工事をするべきではないかという、こ

こが問題だと思うんですが、議会が承認しなくてもどんどん工事はしてもいいということになれば工事が済んだ後に議会に報告なら議決ではなくて報告でいいと思うんですが、議会は何のためにあるのかも分からなくなってしまうんですが、再度聞きます。議会の議決がなくても工事は進めてもいいという解釈でいいですか。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 今回の工事でございますが、通常、一般部分の話にもなってきますが、工事を進める中でいろいろと変更が、軽微なものから様々なものまで変更というのはどうしても生じてくるというのが実態でございます。県なども基本的には軽微なものとかそういったもの、多くいろいろな工事であろうかと思えます。そういったときにはその都度協議を受けたり、指示を出したりということで工事のほうは進めていくというようなことで聞いております。県もそういう議決案件の工事等もあらうと思えますが、やはり方法としては、その都度変更契約を結ぶというのは非常に時間のかかることになってまいりますので、一定程度変更内容がまとまったところで、やはり議会のほうに報告をし、その後、変更契約について議決をいただくというような流れになつとるというふうにお聞きしとる所でございます。

本町も県に準じまして、業者からの協議があれば町のほうで指示を切らせていただいて、今回12月にその指示をして変更になる部分について御相談、御報告はさせていただきました。

ただ、議会がおっしゃられるとおり、やはり議決事項の契約でございますので、変更が生じる部分についてはリアルタイムに議会のほうには御報告が要ったのかなというふうには思っております。ですので、12月の時点よりも、やはりその協議があった時点で、正確な数量とか金額というのはその場でお示しできないかもしれませんが、そういったことがあって工事のほうは変更していきますと、指示書を出して変更していきますというようなことは議会に報告していくところで、そこが足らなかった部分で、反省すべき点というふうに考えております。以上です。

（発言する者あり）

○議長（中原 信男君） いいですか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 何となくまだもやもや感が残ってしまうんです、私は。議会は、じゃ、何のため今日、議決があるんだろうかなというのがますますクエスチンになってきます。工事はどんな場合でも進めてもいいと。私たちは、この予算はこうですよということのいろんな説明受けて、ああ、それならやってもらいましょうということで承認もし、前に進めていってもらってますが、それより変更があった場合、いわゆる5,000万以上になる、これ本来は5,

000万以上だったので、改めて先ほども言いましたようにどここの会社が幾らで落とされたので、契約をしたいと思いますということで議決をしてるんですよ、議会は。その認識がある中で工事が進んでいる。どんどんと1,600万も増嵩になったということを一切知らずにおるわけです。それを終わった後から、こうでしたというのは、議会は議決でなくて報告事項でいいではないかと私は思ったりもするんです。

しかし、議決が必要ですよという意味はどういうものなのかを改めてやっぱり執行部の皆さんも考えてほしいと思います。今回を契機に、そういう認識で、今後いろんな課でもありますよ、入札があったり、本当にそういう認識でお仕事なさっていいんですかというのを改めて私は投げかけたい。こんなことが入札の、あるいは契約するたびに起こってしまう可能性があるので、しっかりとルールをつくってほしいと思いますよ。そういうことがしないと、こんなことがいつとも起こりますよ。いつも議会はそのたんびに町長、責任取らにゃいけないじゃないかということを行いますよ。大変でしょ、町長。いや、私は全然そんな認識はないのに、私が責任取るんですかいうやな、いつもそういう対応されたら本当に心外になりますよ。いや、これから起こることでいつもそういうことになる。今回も認識としてはそうなんですよ。我々は、議決を前に工事をしとる。責任は町長にあるんじゃないかと私は、町長に責任というより、最終責任が町長にあると思いますよ。だからそういうところも含めて今回の本当に町長、自分が最後の責任がありますということをおっしゃって、これからのこういうこと起きないように仕組みづくりをするということ、そういうような答弁ができませんか。町長、再度お尋ねして。

○議長（中原 信男君） 町長、答弁の前に、ちょっと整理をさせてください。いいですか。

ただいまの安達議員の質疑において、条例、法律に関しての執行部のほうとしての認識は、違反であるというほどの認識はないと、違反との認識はありませんと。ただ、こういう工事における議会に対しての事前協議なり報告については、改善し、反省する点が多いという答弁。それから加えて、今後に向けての安達議員の質疑の提案として、ルールづくりを考えてはどうですかというこの3点が一番今の質疑ではないかというふうに私は聞きおきました。

それを踏まえて町長に対しての答弁を求められておりますので、整理をして答弁をしていただければというふうに思いますが、いいですか。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今、議長まとめられましたけど、それについて逐次答弁できるかどうか、議員さんに答弁できるか分かりませんが、まず条例違反とか法令違反ではない。これは確認して、それには該当しないということであります。

ただ、そうはいっても議会の議決を得るという意味合いはどういうことなんだ。具体的には支払いのほうなんですけれども、変更という、大きな工事を出しますと、いろんな変更がございます。土木ですと、土工量が違うとか、もう一つ、いろんな作業というか、作業が必要だとか、それに伴う交通整理員が必要になるとか、いろんなことがあって、それを全部一々かけてるとなかなか大変だというようなことで、その議決の前に、便法的という言い方はおかしいのかもしれませんが、こういうことがございます、こういう変更がございますというのを、それなりにとというか、恐らく適宜議会側に御報告させていただいて、その点が肝要なのかなというふうに思います。

そしてその部分について、議員御提案ございましたけども、やはりルール化するというか、こういう場合はちゃんといつ臨時会を開いてでも報告しましょうとか、定例会まで待ちましょうとか、何かやっぱりそういうルールがあると非常にありがたいなという感じはございます。ですので、恐らく今あるルールを改善しないといけない、そして新たなルールづくりというようなことも検討していかないといけない、そういう気持ちになりましたので、御提案はしっかり受け止めてまいりたいと思います。（発言する者あり）

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 条例違反でないとか、いろんなことを言われてますけど、議会の議決が要ということは当然議会に承認が要ということなんだ。

それと、基本的に考えて、契約というものは契約してから事業にさばるということです。それを大きな間違いですよ、あなたたちの今の認識は。契約ですよ。契約をするということは、それなりの予算もちゃんとして、こういうあれでしましようというのが契約なんですよ。仮契約であろうと、本契約であろうと、契約はそういうものでしょ。契約なしにどんどんどんどん物をして、後から、済んでから契約するなんてこと絶対普通民間でもありませんよ、そういうこと。契約いやそういうもんです。そういうことが今の条例違反、法律違反にならないかというような、今の8番議員の意見もその中に入っているということです。本来これ仮契約してるわけですからね、もう。仮契約をしてから事業をする。済んでからするのは契約じゃないですね。どうですか。違いますか。民法的に、商法的に考えて、契約いうのはどういうもんですか。

○議長（中原 信男君） 手が挙がらないようですが、どなたか。9番議員の質問に対して。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 9番議員さんおっしゃるとおりの部分が随分あろうかと思います。本契約締結まで、仮契約締結までに十分な説明を今後心がけてまいりたいと思います。その上で、仮

契約なり本契約が速やかに締結できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（中原 信男君） そのほか質疑ありませんか。

4 番、中山法貴議員。

○議員（4 番 中山 法貴君） 先ほど安達議員から責任について述べてはいかがかという質問が出ましたが、いまだ町長はそれについて述べていただけてません。午前中に行われた全員協議会でも責任について述べるべきではないかという意見も出ました。それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 法令、条例違反でないですので、どこに責任を取るのかというのは恐らくあろうかと思います。

ただ、改善していく中で、やはり改善がまず必要かなというふうに思います。責任ということについても併せて考えたいと思いますけど、まずは報告をする機会をつくる、そして報告する機会を持つ、そういったことが必要だというふうに認識しております。

○議長（中原 信男君） 質疑ありませんか。いいですか。よろしいですか。進めますよ。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第 4、議案第 1 号、建設工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 号

○議長（中原 信男君） 日程第 5、議案第 2 号、令和 6 年度日野町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第2号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出それぞれ9,444万1,000円を追加し、予算総額を40億9,448万4,000円とするものでございます。

補正額等は、2ページから3ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。このたびの補正予算では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー、食料品などの物価が高騰し、その影響を受けている低所得世帯及び低所得世帯の子育て世帯に対する給付金に1,683万円、町民全員に町内店舗で使える商品券を1人1万円交付する日野町くらし応援商品券事業に2,911万4,000円、日野病院への価格高騰対策応援金として215万3,000円、日野学園児童生徒の給食費支援として13万5,000円を計上しております。その他といたしまして、ふるさと納税に係る費用として978万円、今後の除雪費用として907万5,000円などを計上しております。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第2号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧をいただきたいと思います。

6ページ、歳入について御説明いたします。地方交付税は、普通交付税が職員の給与改定や臨時経済対策費などの追加配分により5,174万8,000円の増額。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金は3,823万2,000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、推奨事業メニュー分が2,082万6,000円、低所得世帯支援枠分が1,608万6,000円として、それぞれ増額。マイナンバー制度に係る戸籍システムの改修に係るものとして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が132万円の増額です。

県支出金、県補助金、民生費補助金は、生活困窮世帯に対する光熱費助成事業費補助金として7万5,000円の増額です。

県委託金、土木費委託金は、県道除雪応援委託金が138万1,000円の増額です。

寄附金、寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税寄附金が2,000万円の増額です。

7ページにかけて、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整として財

政調整基金からの繰入金が1,699万5,000円の減額です。

次に、8ページ、歳出について御説明いたします。総務費、総務管理費、企画費は、978万円の増額です。いずれもふるさと納税寄附金の増額によるもので、報償費は、ふるさと納税返礼に係る記念品費として520万円、役務費は、ふるさと納税に係る返礼品郵送代及び決済システム利用料に係る手数料として78万円、委託料は、ふるさと納税に係る委託料として160万円、使用料及び賃借料は、ふるさと納税サイト利用料として220万円、それぞれ増額です。

財政調整基金は、普通交付税の一部を減債基金への積立金として1,699万5,000円、愛と元気の日野町ふるさと基金への積立金として1,480万円、それぞれ増額です。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費は、戸籍に記載する氏名の振り仮名整備のためのシステム改修に係る電算処理委託料として132万円の増額です。

9ページにかけて、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、1,698万円の増額です。これは低所得世帯に対し1世帯当たり3万円、子供については1人当たり2万円を加算して給付する事業として、需用費は通知に係るコピー用紙や封筒などの費用に16万9,000円、役務費は確認書などの郵送に係る費用や口座振込手数料として26万3,000円、委託料はシステムの改修に係る費用として59万8,000円、負担金、補助及び交付金は低所得世帯に対する支援給付金など1,595万円を計上しています。

児童福祉費、児童福祉総務費は、償還金、利子及び割引料が令和5年度子ども・子育て支援交付金の額の確定により国及び県への返還金として43万2,000円の増額です。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費は、負担金、補助及び交付金が物価高騰の長期化により医療機関等の光熱費などの負担増が続いており、県からの支援が受けられない自治体病院である日野病院について構成3町で応分の支援をするための費用として215万3,000円を計上しています。

商工費、商工費、商工総務費は、2,911万4,000円の増額です。エネルギー、食料品等物価高騰の影響を受ける生活者や事業者へ支援するため町民全員に商品券を交付する日野町くらし応援商品券事業に係るもので、需用費はコピー用紙等の購入による消耗品費として1万円、役務費は商品券の発送費用として71万5,000円、委託料は商品券取扱店募集、換金等の業務を行う日野町商工会への商品券管理委託料として157万9,000円、負担金、補助及び交付金は商品券として2,681万円を計上しています。

10ページ、土木費、土木橋梁費、土木維持費は、907万5,000円の増額です。今後の除雪費用として、需用費は除雪機の燃料代として27万5,000円の増額、委託料は除雪事業

者への委託料として８８０万円の増額です。

教育費、保健教育費、学校給食費は、負担金、補助及び交付金が令和６年１２月からの学校給食費の単価の改正による給食費の増加分を補助するための費用として１３万５，０００円の増額です。

以上が令和６年度一般会計補正予算（第７号）の提案説明でございます。

○議長（中原 信男君） 総務課長、８ページの歳出の部分の財政調整基金のところ、１，６５２万という発言のように聞こえましたが、訂正されませんか。

○総務課長（景山 政之君） 失礼いたしました。先ほど申しました財政調整基金費について、再度御説明いたします。財政調整基金費は、普通交付税の一部を減債基金への積立金として１，０６５万２，０００円、愛と元気の日野町ふるさと基金への積立金として１，４８０万円、それぞれ増額です。大変失礼いたしました。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

８番、安達幸博議員。

○議員（８番 安達 幸博君） ８番。企画政策課にお聞きをします。ふるさと納税についての支出のほうが今回出とるんですが、２，０００万の歳入についてお尋ねをします。今回また増額になって、大変喜ばしいことだと思いますが、納税をしてくださる方々はどんな思いで、当然返礼品のこともあろうかと思いますが、本町にどういった事業してほしいというような仕組みもありますね。病院支援であるとか、日野高支援であるとか、何項目かあって、そこに支援をしてください。何もない人もいらっしゃると思いますが、これらはどういう割合で２，０００万円というのが入っておりますでしょうか。

○議長（中原 信男君） 神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） ２，０００万円は見込みの部分ですんで、これに関してはどういった目的になるかというようなことまでは見込んでおりません。

それで今までの実績でいいますと、やはり子育てというのが一番多かったように思います。以上でございます。

○議長（中原 信男君） ８番、安達幸博議員。

○議員（８番 安達 幸博君） 何項目かあると思いますので、一つの提案といいますか、返礼品の中には農産物もあります。代表的なのは、お米が今高騰してるので、大変人気もあるというようなこともおっしゃってましたが、ここの米作りの支援というのは、本当に返礼金でいつまでお米が出るか分からない状態に農業が陥ったら困ると思うんです。だから農業支援にもこのふる

さと納税の資金を使わせてくださいというような仕組みが必要ではないかなと思うんですが、そういうお考えはないんでしょうか。

○議長（中原 信男君） 神崎課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） ただいま議員にも具体的にどういう使い道にするのか少し考えてみてはどうかというような提案をいただきました。基金のほうも相当たまっております。具体の使い道、予算査定の中でも財政のほうともいろいろ議論してるところでございます。稲作につきましても非常に危機的な状況にあるというのは承知しておりますので、担当部署、産業振興課、それから財政の担当部署とも今後協議をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） こういうふうに議場で提案というのか、疑問、今後のことも言ったときに協議をされるということを聞きましたので、またどういう協議をされて、どういう決定になったかいうのをちゃんと返してください。よろしくお願いします。この件については以上です。

○議長（中原 信男君） そのほか質疑ありませんか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 4ページの産業振興課、日野町くらし応援商品券事業についてお聞きいたします。

○議長（中原 信男君） 4ページ。どこの4ページ。

○議員（5番 梅林 智子君） これ。こっちのほうの。こっちのページです。

○議長（中原 信男君） 予算書でなくて、主な事業の資料のほうですか。

○議員（5番 梅林 智子君） はい。すみません。その中で対象見込み者、全町民2,641人、基準日以降に出生……。

○議長（中原 信男君） 2,681でしょ。

○議員（5番 梅林 智子君） 2,641人。

○議長（中原 信男君） 41。

○議員（5番 梅林 智子君） 41人ですね。一番最初、11月30日現在の人数だと思います。

基準日以降に出生した子供が見込み者数が10人、そして転入者が見込み者数が30人で、プラス40人で、2,681人となっていますが、これはいつまでに生まれた子供が10人、その商品券を利用できるのが8月30、3月下旬から……。

○議長（中原 信男君） 梅林議員、起立してちょっと発言してください。

○議員（５番 梅林 智子君） すみません。３月下旬から８月３１日まで使えるようになっておりますが、生まれた子供は見込み者数１０人となっておりますが、いつまでに生まれた子供に出すおつもりでしょうか。たくさん作っておいて、４月以降お生まれになった子供さんにも配るようなお考えなんですか。

それから転入者に関しても、一応基準日が決まっているので、３０人という数字はどういうふうにして割り出されたのか御説明ください。

そして町民さんにはいつ頃届くような計画になさっているのか教えてください。

○議長（中原 信男君） 杉原産業振興課長。

○産業振興課長（杉原 昭二君） まず、対象見込み者数について御説明いたします。

出生された方についてですけれども、こちらは基準日以降に出生された子といたしますのは、利用期間が８月３１日まででして、基準日以降につきましても、利用期限の８月３１日から逆算しまして、８月１２日までに出生し、８月２５日までに保護者の方から申請があった方に対して商品券を発送するようにしております。それは出生届の届出日の期間が１４日間ございまして、届出の受領後、商品券の発送、受領するのを考慮しまして、利用期限から逆算して８月１２日までというのを決定しております。

それと転入者につきましては、基準日、議決日までに町民となられた方に、転入されました方を対象としておりますけれども、この３０人といいますのは、まず対象見込み者、全町民として１１月３０日現在ということで、２，６４１人の人数をまず出ささせていただいております。それ以降で基準日、議決の日まで１か月超ございますけれども、そこまで、具体的にはっきりとした根拠はございませんけれども、大体見込み者数と３０人ぐらい見込めば不足はないということで３０人とさせていただいているところでございます。

商品券の発送の時期でございますが、現在スケジュールといたしましては、この議決後すぐに商工会と委託契約を行いまして、商品券の作成、取扱店取りまとめ、チラシのポスター作成等を行います。見込みとしましては、１か月程度それにかかる見込みでございます。その後、できました商品券の封入、発送準備に１週間程度の時間を要すると考えております。その後、商品券の発送、こちらゆうパックで２月の下旬頃から開始する予定でございまして、全戸配布するのに３週間程度かかるということを確認しております。それを考慮いたしまして、利用開始は３月の２４日頃を予定という形で今現在計画しているところでございます。以上です。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

8 番、安達幸博議員。

○議員（8 番 安達 幸博君） 今の主な事業の資料見ております。5 ページの上段の学校給食費についての尋ねたいと思いますが、これ全額補助して無償にするとかというような話がいつもこういった国の補助金が来たときに起こるわけであります。

今回、今までと違うのは、いわゆる本年に、6 年になって単価が上がった分があるので、そこだけを補助しますよということではありますが、今までは、残り何か月ですよね、いうところを全額、いわゆる 1 人当たり 1 回 3 1 0 円とか 3 6 5 円、改定後、3 3 0 円、3 9 0 円を無償にしますよというような提案が今までなされてきておりますが、このたびはそういう提案でなく、その値上がり分だけにされたということはどのようなお考えの差があつてのことでしょうか、お尋ねをします。

○議長（中原 信男君） 安達教育長。

○教育長（安達 才智君） この財源としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としております。この財源を、全体をどの部分に充てるかということを庁内で協議した結果、給食費に関しては、この額で、主に先ほど話のありました日野町くらし応援商品券事業というほうにシフトを重く置いたという経過があります。したがって、給食費については増額分ということを決定しております。以上です。

○議長（中原 信男君） 8 番、安達幸博議員。

○議員（8 番 安達 幸博君） 割当てが 9 万円しかなかったということのようですが、いや、私が言いますのは、この割当てをみんな庁舎内で、そらお話をなさったでしょうけれども、今までは全額やっているので、五、六十万は欲しいですというようないわゆる要求とかがあつて当然じゃないですか、今までの流れからいうと。そこは何でそうな、たまたま 9 万円しかもらえなかったからそうしましたでは何か政策的に何の考えもないように思ってしまうんですが、いかがでしょうか。

○議長（中原 信男君） 安達教育長。

○教育長（安達 才智君） この交付金については、できるだけ町民の方平等といいますか、どなたにも交付をしたいということがあります。給食費に関しては児童生徒の分だけ、その保護者に対してだけということになりますので、基本的には全町民にというほうを重視したということです。以上です。

○議長（中原 信男君） 8 番、安達幸博議員。

○議員（8 番 安達 幸博君） 今議論すると、そういうことがずっと今度生きてきますよ、そん

な発言だと。

ねえ、町長、おかしいでしょう。町長、何か求めているらっしゃるので、町長のを聞いてからまたあれば言います。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ちょっと教育長が言い忘れたのかなと思いますけども、この給食費に関して物価高騰の影響を受けて食材費が上がった。上がった分について集金にするのか、どうするのかというような議論がPTAさんとかそういうのであったと。提案というか、町側は、今の給食費の補助率、上がった分の4分の3というようなことで議論を始めたみたいですけど、いやいや……（発言する者あり）3分の2。ごめんなさい。3分の2。現場のほう、現場というか、PTAさんのほうから上がった分は全額見てもらえないだろうかというようなお話があって、そういう御相談をちょっと教育委員会とさせていただきました。じゃ、上がった分だけは、そういうことだったら3分の2じゃなくて、上がった分は補助しましょう。

そしてプラスアルファで、今、国会でも給食費の無償化というような法案を出すとか、出したとか、議論がされるわけですから、将来に向かってどうするのかというのを、これはRの7の予算に向かってもですけども、しっかり議論しましょうというようなお話をさせていただいてるところです。これはちょっと補足しとかなないといけないかなと思いましたので、お伝えします。

○議長（中原 信男君） いいですか。

そのほか質疑ありませんか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 住民課の3ページですね、主な事業の説明のほうの一覧にあります、マイナンバーシステムの振り仮名の対応整備に係るシステム改修委託経費132万円。システム改修は本当に度々聞くように思うんですけども、この振り仮名の対応整備に係るシステム改修、これ意味がよく分からないので、説明をしてくださいませんか。

○議長（中原 信男君） 荒木住民課長。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） これはマイナンバー制度に係るものでして、戸籍に係るものです。戸籍に今後、振り仮名を振ることが国で決まっております、そちらのほうをするための戸籍システムの、住基システムから引っ張ってくるんですけども、その行うための整備というものでございます。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第5、議案第2号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中原 信男君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。

これで令和7年第1回日野町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。
終わります。

午後3時18分閉会
